

ほっかいどう防災教育協働ネットワーク設置要綱 (案)

第 1 目的

豊かな自然を有する北海道においては、道民一人ひとりがその恩恵と災害の二面性を理解し、さまざまな災害に備える必要があることから、幅広い各層に防災教育が浸透し、自助・共助・公助の連携する社会を目指し、防災教育に関する様々な取組を加速化するため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」（以下「協働ネットワーク」という。）を設置する。

第 2 役割

協働ネットワークは、前項の目的を達成するため、防災教育を推進する個人・企業及び関係団体、行政機関、大学・研究機関、ボランティア・NPO等（以下「構成員」という。）による密接な連携協力関係を構築するとともに、目的の達成に必要な情報共有、意見交換、調査検討等を行う。

第 3 組織

- (1) 協働ネットワークの構成員は、必要に応じ追加・変更することができることとし、別に定める手続により行う。
- (2) 代表は、北海道総務部危機管理監とし、協働ネットワークを総括する。
- (3) 協働ネットワークには、前項の役割を果たすため、防災教育に関わる機関・団体等及び北海道で構成する「連絡会議」を設置することができる。
- (4) 協働ネットワークには、関係者の新たな視点によるアイデアを形にする「協働プロジェクト」を推進する活動単位として、取組内容に応じて関連者が構成する「協働プロジェクト推進チーム」を設置することができる。

第 4 事務局

- (1) 協働ネットワークの事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課に置く。
- (2) 事務局は、協働ネットワークの運営に係る庶務及び調整を行う。

第 5 その他

この要綱に定めるもののほか、協働ネットワークの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成26年 6 月 日から施行する。